

平成12年改正少年法等の施行状況に関する報告の概要

第1 少年事件の処分等の在り方の見直し

1 検察官への送致が可能な年齢の16歳から14歳への引下げ

14歳又は15歳の少年が検察官に送致された人員	5人
-------------------------	----

2 16歳以上の少年による重大事件についてのいわゆる原則逆送制度

対象事件について検察官送致決定を受けた人員	216人	
対象事件の検察官送致決定率	改正法施行後*	61.9%
	改正法施行前5年間	15.9%

* 罪名は、殺人、傷害致死、強盗殺人、強盗致死、危険運転致死、保護責任者遺棄致死である。

第2 少年審判の事実認定手続の適正化

1, 2 裁定合議制度、検察官及び弁護士である付添人が関与した審理

裁定合議	検察官関与	うち国選付添人
170人	97人	25人

* 家庭裁判所における保護事件に関するものに限る。

3 観護措置の期間の延長等

観護措置の期間の最長4週間から最長8週間への延長

観護措置期間	4週間超	5週間超	6週間超	7週間超	合計
人員	46人	95人	47人	61人	249人

* 観護措置決定がされたもののうち特別更新がされたものの割合は0.2%

観護措置決定等に対する異議申立て制度

対象	合計	観護措置	期間更新	1回目	2回目
申立て	570人	524人	46人	42人	4人
原決定取消決定	41人	39人	2人	2人	0人

4 検察官による抗告受理の申立て

申立て件数	申立て受理	原決定取消決定	抗告棄却決定	
			事実誤認あり	事実誤認なし
5人	5人	3人	1人	1人

5 保護処分終了後における救済手続

保護処分終了後の保護処分取消事件の終局決定	3人
うち保護処分取消決定	2人

第3 被害者への配慮の充実

	申出数	実施数
記録の閲覧及び謄写	2880人	2836人(98.5%)
意見の聴取	825人	791人(95.9%)
審判結果等の通知	3180人	3153人(99.2%)

